

三次市教育委員会告示第 号

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 28 年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市社会教育振興事業補助金交付要綱（平成 16 年三次市教育委員会告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「5 年」を「10 年」に改める。

附則中「公布の日」を「平成 16 年 8 月 2 日」に改め、同附則を第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第 3 号及び様式第 8 号を次のように改める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。